

消費者ネット ニュース

〒753-0083 山口市後河原 210 番地

☎ 083-923-5614

FAX 083-928-5416

✉ syohisya.net@yamaguchi.coop

http://yamaguchi-kenren-coop.jp/net

2018年8月10日

NO. 36 kawakami



今年の夏は、炎暑です！ 災害レベルの暑さだそうです・・・暑さもさることながら、西日本豪雨災害では、多くの方々が犠牲になられ、今なお、避難生活を余儀なくされている人たちがいらっしゃいます。ご冥福を祈ると共に、一日も早い復興をお祈りしております。なんだか、日本の夏が変わってきているようです・・・

1. 第9回通常総会報告

6月28日（木）13時より、山口県総合保健会館第2研修室において第9回通常総会を開催しました。当日は、団体、個人正会員を含め22人が出席し、「2017年度事業報告、決算報告および監査報告」「2018年度活動計画及び予算案」「役員選任」が満場一致で採択されました。

※正規会員総数108中、実出席12、委任3、書面67計82（採決時）

福浪美紀さんの司会で開会され、吉富理事長の開会挨拶があり、来賓として山口県消費生活センター所長 伊藤様よりご祝辞を頂きました。議長には、若崎智子さんが選出され、議事録署名人として根ヶ山陽子さんと三浦良枝さんを選任し、書記として山岡哲也さんを任命しました。

主催者挨拶



消費者ネットやまぐちを代表し、吉富崇子理事長から「皆さんのお力添えで第9回通常総会を迎えることができました。来年は節目の10年を迎えます。より良い願いが届く消費者ネットやまぐちであるように皆さんの声を寄せていただきながらこの1年、活動していきます。」との挨拶がありました。



来賓挨拶



山口県消費生活センター所長 伊藤様から、「消費者が安全・安心して暮らせるために、無料法律相談会など活発に活動されていることに深く敬意を申し上げます。65歳以上が消費者被害の4割を占めている現状であり、警告付メッセージ通話録音装置、消費者安全確保地域協議会設置、188見守りサポーター募集などを進めています。また、改正民法が成立します。若者対象の消費者教育の推進を図っていきます。このような活動をしていくには消費者と接することの多い皆様たちとの連携が今後ますます重要になってきている。より一層お力添えをお願い致します。」とのご挨拶を頂きました。

議案審議

議長より正規会員の出席者が過半数で、本総会が成立していることが報告された後、荒瀬事務局長より第1号議案「2017年度事業報告、決算報告」第2号議案「2018年度活動計画及び予算案」第3号議案「役員選任」の提案、石村監事から監査報告を行いました。質疑応答後、各議案について採決を行い、採択されました。



第9回通常総会記念講演を開催しました

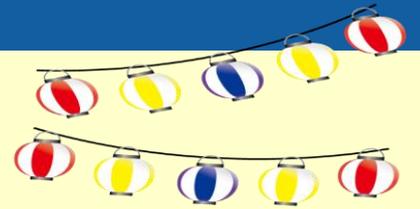
議題 「私たちの暮らし～公正取引委員会って」（1）独占禁止法の役割について（2）景品表示法について
講師 公正取引委員会近畿中四国支所 小野寺 志穂 氏

- ・市場経済での取引制限
- ・公正取引委員会の役割

- ・不当表示とその規制
- ・不実証広告規制
- ・不当な二重価格表示
- ・その他誤認表示
- ・公正競争規約とは



2018年度の活動計画



★消費者の権利を守るために、啓発、支援活動を推進します。

- ・「消費者力アップセミナー」を開催していきます。
- ・他団体と連携した「消費者セミナー」や「学生を対象にした消費者教育（講習会）」の実施を目指します。
- ・消費者トラブル夜間無料法律相談会を継続します。（周南市開催・出張開催）
- ・他団体や自治体からの「消費者教育」の協力要請については積極的に取り組みます。
- ・消費者団体として、是正の申入れができることを目指し、検討委員会の形成、開催も目指します。

★行政や他団体と連携した活動を推進します。

- ・今年度に県の委託事業として取り組んだ「消費者安全確保地域協議会」の設置推進については、引き続き町での設置に向けて、可能な支援活動を行います。
- ・他の消費者団体等との交流会や研究会等に参加し、活動や組織運営についての調査研究を行います。
- ・小学校や中学校でのIT教育の充実に向けて、行政や教育機関、関連機関への聞き取りや協力の申し出を行います。

★適格消費者団体を目指し、会員組織を拡大し、財政基盤づくりをすすめます。

- ・会員組織の拡大（個人会員、団体会員の新規確保）を目指します。
- ・広報活動を強め、消費者ネットやまぐちの認知度を高めていきます

★他団体とも協力して行政等への提言活動を行います。

- ・県内自治体との消費者行政充実のための意見交換会は、情勢をとらえたテーマを設定し充実した意見交換ができることをめざします。
- ・消費者団体と県との意見交換会に継続して参加します。

新役員体制で2018年度のスタートです！

役職名	氏名		役職名	氏名	
理事長	藪本 知二	山口県立大学教授	理事	高木 直哉	福祉生活協同組合さんコープ
副理事長	鶴 義勝	弁護士	理事	岩崎 美穂	山口県生活協同組合連合会
理事	吉富 崇子	山口県地域消費者 連絡協議会 団体	理事	福浪 美紀	生活協同組合コープやまぐち
理事	出口 裕道	弁護士	理事	藤井 恵子	山口県消費者団体連絡協議会
理事	前田 将志	弁護士	理事	吉崎 博	元団体選出理事
理事	佐伯 奉文	弁護士	理事	中村 久枝	FP・金融広報アドバイザー 消費生活専門相談員
理事	岡田 卓司	弁護士	理事	石村真奈美	消費生活専門相談員
監事	佐藤 久典	弁護士			
監事	岡本 栄	税理士			

山口市夜間無料法律相談会を継続します！

定例開催 毎週火曜日 18時～20時相談受付中 (要予約) 消費者ネットやまぐち迄
相談時間 聞き取り（消費生活専門相談員）15分
 法律相談（弁護士） 30分

- ① 相談内容を消費生活専門相談員が聞き取りをします。
- ② 聞き取りした内容を弁護士につなぎます。相談することが明確になり、相談時間を有効に活用していただきます。

開催場所 消費者ネットやまぐち事務所（生協連内）
 山口市後河原210番地 083-923-5614

2. 周南市夜間無料法律相談会がスタート!

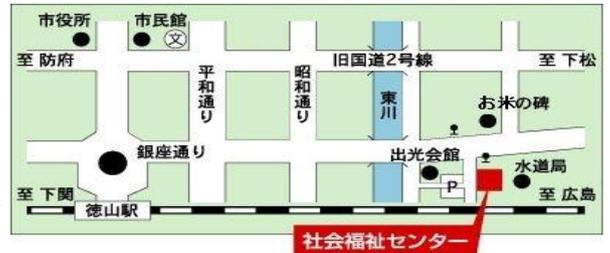
山口市で開催しております夜間無料法律相談会を、周南市でも開催します。

定例開催 毎月 第2・第4 木曜日 時間 18時～20時
開催場所 周南市徳山社会福祉センター 研修室 (周南市速玉町3-17)

相談時間 お一人 30分
申込み・問合せ先 (要予約/先着順)

消費者ネットやまぐち
Tel 083-923-5614
Fax 083-928-5416

受付時間 平日(9時～18時) 開催日の正午まで



協力弁護士

- ・新開法律事務所 濱田 忠司弁護士
- ・山本直法律事務所 山本 直 弁護士
- ・弁護士法人鶴法律事務所 周南支所 藤本哲郎弁護士
- ・弁護士法人鶴法律事務所 山口支所 鶴 義勝弁護士



3. 2018年度助成金事業

2018年度は、2ヶ所より助成金を受けました。大切に使いしていきます!

- 1) ろうきんNPO 寄付システム 消費者教育を目的としての消費者カアップセミナーの開催を予定しています。
- 2) おおどのコミュニティ協議会事業助成金 山口市の大殿地区で3回の見守り活動を中心にした講座をします。

4. 2018年度6月までの活動紹介

- 1) 山口県との意見交換会参加 5月15日(火) 10時 山口県消費生活センターまなべる学習室

県行政と消費者団体4団体(地消連、消団連、消費者ネットやまぐち、県生協連)との意見交流を通じて、県内の消費者行政の充実にむけて行政と消費者団体が互いを理解し活動を推進していくことを目的としています。各団体の本年度の活動計画、山口県の事業計画、山口県消費者基本計画の第3次改訂についてなどを中心に交流、県行政についての要望等を行いました。



- 2) 福祉生活協同組合さんコープのヘルパー研修会に講師を派遣しました。

日時 6月22日(金) 17時
場所 福祉生活協同組合さんコープ事務所2階集会室
テーマ 高齢消費者等金融被害を早期発見!!
(高齢者の被害～見守る側に必要な知識)



講師 山口県金融アドバイザー 中村 久枝 氏
高齢の利用者さんの異変に気づくことができるのは、毎日接しているヘルパーさんです。気づくこと、ケアマネージャーに相談できることが大切です。

- 3) ろうきん寄付システムフォームに参加しました。
(助成金授与式)

NPO 助成金団体との交流を深め、お互いの活動や今何が必要か等を話し合い、情報交換をしました。



5. 最近の消費者被害

まったく根拠のない架空請求が横行しています！

(消費者庁ホームページより)

何らかの名簿を入手した悪質事業者が、その名簿に基づき、アットランダムに根拠のない請求ハガキや電子メール等を大量に送ったものと思われます。請求ハガキや電子メール等には「自宅へ出向く」「勤務先を調査」「執行官の立会いの下、給与・動産・不動産の差し押さえ」「強制執行」「信用情報機関に登録」など不安をあおるような脅し文句が書いてあったり、実在する事業者をかたりコンテンツ利用料金等を請求される場合もあります。請求ハガキ等を送り付けられた人の中には、自分が利用したかもしれないと思い、請求ハガキ等に書かれている電話番号に連絡してしまい、悪質事業者とのやり取りの中で支払うことになってしまったケースもあります。さらに、「消費料金に関する訴訟最終告知」等の請求内容がよくわからないハガキ等が送られてくる場合もあります。ハガキ等に書かれている電話番号に連絡をしないと、訴訟や差し押さえ等を執行すると書かれており、実際に連絡をすると、訴訟の取り下げ費用等と称して料金を請求されています。こういった架空請求等に対しては、請求ハガキ等に書いてある電話番号等には決して連絡しないようにしましょう。

消費者ネットやまぐちの事務局長の家にも、なんと！葉書が届きました。いろいろな手口や内容で、はがきやメールが届いているようです。

不安な時は、近くの消費生活センターなどに連絡してみましょう！

消費者ホットライン

局番なし188 (い・や・や)

身近な消費生活相談窓口を紹介します。



消費者ネットやまぐち

〒753-0083

山口市後河原 210 番地

(山口県生活協同組合連合会内)

電話番号: 083-923-5614

FAX 番号: 083-928-5416

電子メール

syohisya.net@yamaguchi.coop

こんな葉書来ていませんか？絶対に紙面に書いてある番号に連絡しないでください。

消費料金に関する 訴訟最終告知のお知らせ

この度、ご通知致しましたのは、貴方の利用されていた契約会社、もしくは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事をご通知致します。

管理番号(わ)■■■■ 裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。

尚、このままご連絡なき場合は、原告側の主張が全面的に受理され、執行官立会いの下、給与差し押さえ及び動産、不動産の差し押さえを強制的に執行させていただきますので、裁判所執行官による執行証書の交付をご承諾いただきます様お願い致します。

裁判取り下げなどのご相談に関しましては、当局にて承っておりますので、お気軽にお問合わせ下さい。

尚、書面での通達となりますので、プライバシー保護の為、ご本人様からご連絡いただきます様、お願い申し上げます。

※取り下げ最終期日 平成30年3月■■日

法務省管轄支局 民間訴訟告知センター

東京都千代田区霞が関2丁目1番■■■

取り下げ等のお問い合わせ窓口 03-5931-■■■■

受付時間 9:00~20:00 (日、祝日を除く)

はがき内の連絡先には連絡をはいけません！！でも、本当に封書で、「裁判所からの支払督促」や「小額訴訟の呼出状」と思われる場合は、書類の真偽の判断はむずかしいので、放置せず、すぐに消費生活センターに相談することが重要です。裁判所の管轄地域・連絡先については、裁判所のホームページ内各地の裁判所でも確認することができます

(消費者庁HPより)

毎日が暑くて…山口市も 38.8 度を記録しました…
残暑とは言ってもまだまだ暑い日が続く気配です。熱中症や夏血栓はとて怖い病気です。水分補給やエアコンを上手に使ってこの夏を乗り切りましょう！！



会員を募集しています

団体正会員	入会金	2,000 円
	年会費	—□ 10,000 円
団体賛助会員	年会費	—□ 10,000 円
個人正会員	入会金	1,000 円
	年会費	—□ 2,000 円
個人賛助会員	年会費	—□ 1,000 円

消費者ネットやまぐちは会員の皆様の会費で活動しています